

平成 29 年 宜野湾市教育委員会第 4 回会議録

教育長

教育委員

開催日時：平成 29 年 3 月 29 日 開会 14：00 閉会 16：28

開催場所：宜野湾市教育委員会 会議室

出席委員：知念 春美教育長、諸喜田 徹教育長職務代理者、
大城 進委員、平良 明子委員、宮城 邦子委員

出席職員

【教育部】教育部長 島袋清松、教育次長 伊佐英明
(総務課) 総務係長 城間香代子
(生涯学習課) 課長 佐久原 昇、文化スポーツ振興係長 比嘉祐子

【指導部】指導部長 仲村宗男、指導次長 桃原忍子
(指導課) 指導課長 加納貢
(学校給食センター) 所長 當山全盛

議事案件

- 議案第 8 号 平成 29 年度教育委員会（管理職）人事異動に係る臨時代理の承認について
- 議案第 9 号 平成 29 年度課長級嘱託職員の人事選考について
- 議案第 10 号 宜野湾市スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第 11 号 宜野湾市教育委員会文書取扱規程の廃止について
- 議案第 12 号 宜野湾市学校結核対策委員会規則の廃止について
- 議案第 13 号 宜野湾市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について
- 議案第 14 号 宜野湾市立小学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

知念教育長	<p>皆様こんにちは。本日の出席委員は4名で定足数を達しております。ただいまから、平成 29 年 第4回 宜野湾市教育委員会定期会を開会致します。本委員会で審議します案件は、7 件となっております。本日の会議録署名人は、宮城教育委員を指名したいと思います。よろしく願いいたします。2月 21 日開催の第 2 回臨時教育委員会の会議録の承認を行います。会議録の署名委員は、大城教育委員となっております。会議録につきましては、既に配布してございますが、字句の訂正を除き、承認して頂きたいと存じます。よろしいでしょうか。</p>
一同	<p>異議なし</p>
知念教育長	<p>ただいま、第 2 回定例教育委員会の会議録について、承認いただきました。後ほど、大城教育委員には署名をお願い致します。なお、第 3 回の会議録につきましては、準備中のため次回以降にご承認いただきたいと思います。休憩します。</p>
知念教育長	<p>再開します。 日程 1「平成 29 年度教育委員会（管理職）人事異動に係る臨時代理の承認について」を議題と致します。本議案は、人事に関する案件であることから非公開とすることをお諮りしたいと思います。審議を非公開といたしますことに、ご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし</p>
知念教育長	<p>異議なしということですので、日程 1、議案第 8 号は非公開といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。</p>
島袋教育部長	<p>それでは、議案書の 1 頁をお開き下さい。議案第 8 号平成 29 年度教育委員会（管理職）人事異動に係る臨時代理の承認について。宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第 4 条の規定に基づき、臨時代理したので、これを報告し教育委員会に承認を求め。平成 29 年 3 月 29 日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美次ページをお開きください。臨時代理書でございます。平成 29 年度宜野湾市教育委員会職員の定期人事異動の内示について、市長事務部局との意見調整日程の都合上、教育委員会を開催する暇がないため、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第 4 条の規定により、臨時代理する。平成 29 年 3 月 17 日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念 春美。平成 29 年度 教育委員会管理職の定期人事異動内示でございます。職階ごとの表となっております。表は左側より、氏名、新所属、新補職名、異動事由、旧所属、旧補職名となっております。それでは、 部長級人事でございます。指導部長の仲村宗男氏が平成 29 年 3 月 31 日付で退職となります。後任には、沖縄県教育委員会から、甲斐 達二氏が 4 月 1 日より、指導部長として、派遣受け入れの採用配属となります。次に、次長級人事についてござい</p>

	<p>ます。旧所属 指導部、次長兼学務課長 桃原 忍子氏が4月1日より、新所属として教育部、次長兼総務課長として、配置換えの異動でございます。</p> <p>又、旧所属 教育部、次長兼総務課長 伊佐 英明氏が、同じく4月1日より、新所属として、指導部、次長兼学務課長として、配置換えの異動でございます。</p> <p>最後に、課長級人事でございます。課長職は2名でございます。旧所属 指導部 青少年サポートセンター、所長兼支援係長 野村 斉が4月1日より、新所属として、福祉推進部 生活福祉課、課長として、本庁へ人事交流の異動でございます。又、旧所属 選挙管理委員会事務局、局長 文栄 広美氏が野村斉の後任として、指導部 青少年サポートセンター、所長兼支援係長として本庁からの、人事交流での配属となります。以上が、平成 29 年度 教育委員会（管理職）人事異動に係る臨時代理の承認についてでございます。</p> <p style="text-align: center;">〈非公開 審議〉</p>
知念教育長	<p>これより「平成 29 年度教職員管理職の人事異動の内申について」を採決致します。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。</p>
一同	<p>異議なし</p>
知念教育長	<p>御異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて「平成 29 年度教育委員会（管理職）人事異動に係る臨時代理の承認について」を終了致します。続きまして、日程 2 「議案第 9 号 平成 29 年度課長級嘱託職員の人事選考について」を議題と致します。本議案は、人事に関する案件であることから非公開とすることをお諮りしたいと思います。審議を非公開といたしますことに、ご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし</p>
知念教育長	<p>異議なしということですので、日程 2、議案第 9 号は非公開といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。</p>
島袋教育部長	<p>それでは、議案書の 3 頁をお開き下さい。議案第 9 号 平成 29 年度課長級嘱託職員の人事選考について。平成 29 年度課長級嘱託職員の人事選考について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 4 号に基づき教育委員会の議決を求める。平成 29 年 3 月 29 日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念 春美。提案理由でございますが、平成 29 年 3 月 31 日付で宜野湾市民図書館長、辻 純一氏が退任するため、後任人事について教育委員会の議決を得る必要がある。ためでございます。4 頁をお願いします。後任館長を予定しております、山内氏の履歴書でございます。氏名 山内 淳子、本籍、住所、生年月日は記載のとおりでございます。以下、学歴、職歴、活動功績につきましても記載のとおり</p>

	<p>りでございます。山内氏は、昭和 51 年 1 1 月から平成 24 年 3 月の定年退職までの 3 6 年間、本市学校図書館司書として学校教育にご尽力いただきました。</p> <p>主な活動功績としては、平成 20 年より本市ブックスタートのボランティアスタッフとして参加いただいております。また、平成 20 年から平成 24 年まで宜野湾市民図書館協議会委員として市民図書館の運営にご尽力をいただきました。</p> <p>現在、沖縄県読書推進運動協議会の理事や、沖縄県子どもの本研究会の会長を歴任されております。以上が、議案第 9 号、平成 29 年度課長級嘱託職員の人事選考について、のご説明になります。ご審議の程宜しくお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">〈非公開 審議〉</p>
知念教育長	<p>これより「平成 29 年度課長級嘱託職員の人事選考について」を採決致します。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。</p>
一同	<p>異議なし</p>
知念教育長	<p>御異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて「平成 29 年度課長級嘱託職員の人事選考について」を終了致します。</p> <p>続きまして、日程 3「議案第 10 号宜野湾市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題と致します。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長</p>
島袋教育部長	<p>それでは、議案書の 5 頁をお開き下さい。議案第 10 号 宜野湾市スポーツ推進委員の委嘱について。別紙の者を宜野湾市スポーツ推進委員に委嘱したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第 2 条第 11 号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成 29 年 3 月 29 日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。提案理由でございますが、宜野湾市スポーツ推進委員の任期満了に伴い、宜野湾市スポーツ推進委員に関する規則 第 2 条の規定により、新たにスポーツ推進委員を委嘱する必要があるためでございます。次の 6 頁をお願いします。宜野湾市スポーツ推進委員 委嘱予定者名簿（案）でございます。議案資料の 4 頁も併せてご覧頂きたいと思っております。スポーツ推進委員の任期は、宜野湾市スポーツ推進委員に関する規則、第 5 条の規定により 2 年となっておりますので、平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までの 2 ヶ年の任期でございます。又、規則第 4 条において、委員の定数は、2 5 名以内となっておりますので、今回、継続委員の 13 人に加え、市報 1 月号にてスポーツ推進委員の募集を行い、5 人の新規委員を併せ、合計 1 8 名のスポーツ推進委員を選定致しました。それでは、名簿順に選定理由についてご説明申し上げます。先ずお一人目が、安里 直司氏でございます。平成 15 年から本市スポーツ推進</p>

委員を務められ、今回も継続委員でございます。主なスポーツ歴はソフトボールでございます。お二人目は、我如古 盛朝氏でございます。平成3年から本市スポーツ推進委員を務められ、継続となります。現在は、中頭地区スポーツ推進委員協議会の会長も務めており、主なスポーツ歴はバドミントンでございます。三人目は、小浜 裕子氏でございます。平成15年から本市スポーツ推進委員を務められ、継続となります。主なスポーツ歴は陸上競技でございます。四人目は、呉屋 千賀子氏でございます。平成7年から本市スポーツ推進委員を務められ、今回も継続となっております。また、呉屋氏は、本市スポーツ推進委員会の副会長を務めております。主なスポーツ歴は、ウォーキングでございます。五人目は、友寄 辰六氏でございます。平成7年から本市スポーツ推進委員を務められ、今回も継続となっております。また、友寄は平成28年度の市政功労者として表彰を受けて方で、主なスポーツ歴はテニスでございます。六人目は、比嘉 盛政氏でございます。平成15年から本市スポーツ推進委員を務められ、今回も継続となっております。主なスポーツ歴はバスケットボールでございます。七人目は、平安名 典子氏でございます。平成3年から本市スポーツ推進委員を務められ、今回も継続となっております。また、平安名 典子氏は、昨年の11月に福井県にて全国スポーツ推進委員連合功労者としても表彰された方で、主なスポーツ歴は水泳でございます。八人目は、宮城 直久氏でございます。平成17年から本市スポーツ推進委員を務められ、継続でございます。主なスポーツ歴はマラソンと水泳でございます。九人目は、宮城 春美氏でございます。昭和58年から本市スポーツ推進委員を務められ、今回も継続となっております。また、宮城春美氏は、本市レクリエーション協会の事務局長並びに、市スポーツ推進委員会の会計を務めている方で、主なスポーツ歴は陸上競技とソフトボールでございます。十人目は、宮里 大悟氏でございます。平成21年から本市スポーツ推進委員を務められ、継続でございます。主なスポーツ歴はスキーとアウトドアでございます。十一人目は、与那覇 彩香氏でございます。平成25年から本市スポーツ推進委員を務められ、今回も継続となっております。また、与那覇氏は、市スポーツ推進委員会の書記を務めている方で、主なスポーツ歴は水泳とマラソンでございます。十二人目は、宮城 卓氏でございます。平成25年から本市スポーツ推進委員を務められ、継続でございます。主なスポーツ歴は野球とゴルフでございます。十三人目は、上原 朋也氏でございます。平成25年から本市スポーツ推進委員を務められ、継続委員で、主なスポーツ歴はビーチサッカーでございます。十四人目以降は、新任委員になりますが、新任委員につきましては、市報1月号にて募集を行い、本市のスポーツ推進のためにスポーツに関する理解と関心を有

	<p>した方で、スポーツ推進委員として、市民に貢献したいという強い熱意がある方々5名を選考致しました。</p> <p>新任委員 一人目は、前田 真顕氏でございます。前田氏は、平成27年度から、宜野湾市健康づくり推進員も務めている方で、主なスポーツ歴はテニス・卓球・ゴルフでございます。15番、新任委員 二人目は、大宜味 朝一氏でございます。主なスポーツ歴はマラソンでございます。16番、新任委員 三人目は、仲村 涼子氏でございます。仲村氏は、平成22年度から7年間は、宜野湾市健康づくり推進員を務めた方で、主なスポーツ歴はエアロビクスとマラソンでございます。17番、新任委員 四人目は、呉屋 巻絵氏でございます。主なスポーツ歴はヨガとマリンスポーツでございます。18番、新任委員 五人目は、高嶺 克子氏でございます。高嶺氏は、平成24年度から本市健康づくり推進員を務めておられる方で、主なスポーツ歴はソフトテニスでございます。以上、18名の委員の選定理由でございました。次の7頁には、議案の関連資料と致しまして、宜野湾市スポーツ推進委員新旧の対照名簿を添付してございますので、こちらも、併せて御参照頂きたいと思っております。以上が、議案第10号 宜野湾市スポーツ推進委員の委嘱についてのご説明を申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い致します。</p>
知念教育長	<p>本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願い致します。諸喜田委員。</p>
諸喜田委員	<p>7頁を見ましたら、2番と12番と13番の方が今回退任されますね。12番の宇良さんがやっているバレーボール、宮城さんがやっていたサッカーが抜けるんですけど、この辺の手当は大丈夫ですか。</p>
知念教育長	<p>伊佐教育次長。</p>
伊佐教育次長	<p>スポーツ経歴はあくまでも個人の経歴であって、スポーツ推進の業務に係るものではありません。スポーツ推進の業務としましては、宜野湾市民の健康、スポーツに対する普及活動を目的とするので、特に本人のスポーツ経歴による影響はございません。</p>
諸喜田委員	<p>スポーツ経歴をもって、指導するというわけではないと、わかりました。</p>
知念教育長	<p>他にございますでしょうか。大城委員。</p>
大城委員	<p>前回、1月31日にスポーツ推進審議会委員の議案がありました。人選について</p>

知念教育長	<p>ではOKです。ただ条例、規則の方を見てほしいのですが、審議会委員について、まず国のスポーツ基本法があって、それを条例で受け規則により、審議会委員を選任致しましたよね。今回の推進委員に関しては、この文面を読みますと、条例はなく、ダイレクトに委任している。そのように理解してよろしいでしょうか。</p> <p>島袋教育部長。</p>
島袋教育部長	<p>議案資料4頁に本市のスポーツ推進委員に関する規則がございます。第1条が趣旨でございます。この規則の大元となるのはスポーツ基本法第32条第1項の規定に基づいてスポーツ推進委員の職務、その他委任に関し必要な事項を定める趣旨でございますので、条例の制定はございません。</p>
大城教育委員	<p>分かりました。これは条例がないということで、ダイレクトに規則になっていると、理解しました。これからが質問になります。まず継続についてです、審議会委員と推進委員との重なりはありますけど、これは置いておきましょう。そこでこの継続についての根拠です。つまり審議会委員について再任は妨げないというものがないわけです。今回のものについてはですね、根拠を探してみたのですが探せません。例えば、この前のはごろもの委員会の委員や、結核委員会、就学指導委員会、19頁、26頁のこれらについては、教育委員会規則の中の基本条項に、再任を妨げないという条項があるんです。だけど、今回のものについて探していたのですがないのです。これについてどのようにお考えでしょうか。</p>
知念教育長	<p>教育部次長。</p>
伊佐教育次長	<p>まず大城委員がおっしゃっていた、1月の第1回目の定例教育委員会で議案としてあがりました宜野湾市スポーツ推進審議会委員のことをおっしゃっていると思うのですが、まずスポーツ審議会委員とスポーツ推進委員は全く別物であるということです。審議会委員の皆さんは、本市の体育振興に係る事業の精査をして頂き検討して意見を頂くという審議になります。スポーツ推進委員の皆さんは、現場に出て行って市民の健康推進や、スポーツの振興普及に携わります。4頁と5頁の第6条第3項で委員が非常勤となっています。非常勤ですがある意味職員と同じかたちになりますので、まず性質が違うということをご理解して頂きたいということでもあります。そして、スポーツ推進委員の名称は以前体育指導員という名称でした。スポーツ基本法が改正されて、宜野湾市スポーツ推進委員という名称になっております。この方々は、半分ボランティア的なかたちで市民のスポーツ振興普及に継続してくれる方々ということで理解して頂きたいということです。また、なり手もなかなかなくて、委員の定数25名以内ということになってはいますが、25名集めるのもとても大変でして、継続の方々も長いことやって頂いて本当に助かっておりますということと、先ほど教育長の報告でもありましたけど、平安名典子氏をはじめ宮城晴美氏とかです。ね、何十年もずっ</p>

	と体育振興に寄与して頂いて、宜野湾市の市政功労、あるいは九州の大会のスポーツ推進の功労賞とかですね、色んな賞を頂いている方々でございます。そういうことでご理解をして頂きたいと思います。
知念教育長	大城委員。
大城委員	はい、再任についての基本的な説明をお願いします。
知念教育長	教育部長。
島袋教育部長	議案資料の26頁に、就学指導員委員会の規則には委員の任期は2年とする、但し書きの中で再任は妨げないとなっております。宜野湾市スポーツ推進委員に関する規則は4頁の第5条、任期は2年とするという原則論は書いておりますが、ただし書きの再任は妨げないとする記述がないからといって、再任を禁止するという意味合いではございません。特に再任を妨げないという理解でよろしいかと考えております。禁止事項に謳われておりませんので。
知念教育長	宮城委員。
宮城委員	お気持ちはよく分かります。比嘉さんとお話しされた時も、それぞれ大変素晴らしい人物だろうと。それについてもよく分かるのですが、今、大城委員が質問されたのは、再任についての表現がこうあったほうが分かりやすいんじゃないですか、っていうことを暗にお話しされているんじゃないかと。でも部長がおっしゃったように、就学指導のところでも但し再任は妨げないという表現があるが、今の話を聞くと、ここでは表現はないけれども、禁止されていないということで、再任されても良いという捉え方が行政上、仕事を進めていく上では、ちょっと少し曖昧な説明じゃないかなという捉え方をするんですね。これまでは明確に明記されていませんが、けっこう長い間頑張ってこられて本当にお疲れ様だなと、心情的には探すのも大変な中で頑張ってこられて本当にありがたいという気持ちはあるんです。そういう方々を活用しないといけない現状にあるのであれば、こんなに再任をして、継続していらっしゃる方々がいるのであれば、この委員会規則の表現を分かりやすく表現したらいいような印象を受けます。一方では、再任は妨げないという表現、一方では何もなくても再任は妨げないという捉え方は、ちょっとどうですかねという感じです。ここはちょっと検討してみてください。
知念教育長	教育部長。
島袋教育部長	確かにおっしゃるようになりますね、原則論があつて但し書きがないのは、非常に解釈上どうなんだというご指摘でございますので、どなたが見ても再任は妨げな

	いとす但し書きの規定を挿入することにつきましては、今後検討させて頂きたいと思います。
知念教育長	他にございますでしょうか。大城委員。
大城委員	再任についての考え方ではありますが、継続者が多い傾向にあるということは、はごろもセンターでも非常に感じました。そこでですね、再任については、基本的にどうしてもこの人が必要であるという論理を持っていた方がいいと思うんです。なぜならば、我々10万に近い市民を有していて、本市教育行政への参加協力を市民に謳っております。つまり、新しい人材を発掘して、皆で一緒にやっていくというのが基本だと思います。確かに発掘等は大変だというのはありますけれども、行政上、基本は謳うようにする。私どもははごろも学習センターの再任の条項を調べてみましたが、全部謳われています。そういう視点に立ってやってほしいです。そうすれば何かあったときに、何でこの人はとなった時に、いや、この人物は再任であっても本人物は必要なんです。ということでお願いしましたと、誰からも後ろ指されないようにすることだと思います。そういうかたちでやると、我々もスムーズに同意となるわけです。これはとても大事な視点だと思います。以上を申し上げて置きたいと思います。
知念教育長	教育部長。
島袋教育部長	ちょっと補足させて下さい。今回、新任委員が5名ですが、実は1月の市報で募集をかけたところ、応募したのは5名だったということです。このスポーツ推進委員を担える方が、謝金も出はしますけど一回につき四千元という事で、そんなに謝金も高い訳ではありませんので、なかなか推進委員が集まらないというのが現状でございまして、継続されている委員の方々は、スポーツの推進のために理解と関心を有した方で、スポーツ推進委員として市民に貢献したいという強い熱意を持っている方々ですので、これまでずっと継続委員としてお願いをしているということをご理解頂きたいと思います。
知念教育長	宮城委員。
宮城委員	実は最近私もウォーキングを始めまして、例えばこのウォーキング、呉屋千賀子さんのスポーツ歴としてありますけど、聞きたいのは、活用の仕方についてのノウハウをちょっと説明して頂けますか。私が一市民であるとして、或いはこの地域に住んでらっしゃる皆さんがどのような経路を経て、こういう方々を活用するのか、またこの活用率はどれくらいなのか、忙しい思いをしていらっしゃるのか、或いは人によってはバラつきが勿論あるでしょうね、そういったところをお聞きしたいと思います。

知念教育長	活用についてを佐久原生涯学習課長。
佐久原課長	学校とか、各自治会からの要請が主になります。要請により、何名派遣して下さいということでもあります。種目としては、例えばノルディックであるとかの推進委員の方を派遣して、教室に頂って行く。学校ですと、学年行事として、スポーツ推進委員を派遣して行事を行います。主に土日に開催しています。
知念教育長	宮城委員、よろしいですか。
宮城委員	とすると、私がもし活用したいというのであれば、自治会にまずこのようなことで計画をして下さい。市民会館にはスポーツ推進委員もいらっしゃるの、そういう方を指導に招いてくださいということで、自治会長さんに声掛けをして、そして何時いつにじゃあ、一度その指導を受けましょうというかたちでの活用が望ましいということですね。
知念教育長	伊佐教育次長。
伊佐教育次長	課長から説明がありましたが、まずスポーツ推進委員の基本のお仕事の話していただけども、必ずしも自治会からではなく、生涯学習課が主催する様々なスポーツ教室でもございます。さきほど宮城委員からあったウォーキング教室も、スポーツ推進委員を指導員に生涯学習課の事業として各種教室を開催致します。したがって、必ずしも各種自治体を通す必要はないということです。生涯学習課が市民のニーズを調査しまして、どのようなスポーツ教室をしようかと計画します。そのスポーツ教室を開催するにあたって指導或いは支援して頂くのがこのスポーツ推進委員の皆さんで、先ほど諸喜田委員からもありましたが、例えばウォーキングにしたら特定の指導委員がやるのかといったらそうではなく、皆さんスポーツに関して研修とか或いは勉強もして、ウォーキングも全員勉強しています。ニュースポーツがでたら、すぐ研修会とかしてですね、自分たちでまず勉強してそれから教えていくというかたちになりますので、全然問題はございません。もし、次回生涯学習課がスポーツ教室を計画する場合は、委員の皆様もぜひご参加いただければと思います。
宮城教育委員	分かりました。ありがとうございます。
知念教育長	質疑も尽きたようですので質疑を終わりたいと思いますが、御異議ありませんか。
一同	異議なし

知念教育長	御異議がありませんので、質疑はこれにて終了致します。これより「宜野湾市スポーツ推進委員の委嘱について」を採決致します。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
知念教育長	異議なし
一同	御異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて、「宜野湾市スポーツ推進委員の委嘱について」を終了致します。休憩します。
知念教育長	再開します。続きまして、日程4「議案第11号 宜野湾市教育委員会文書取扱規程の廃止について」を議題と致します。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。
島袋教育部長	議案書8ページをお願い致します。議案第11号宜野湾市教育委員会文書取扱規程の廃止について、宜野湾市教育委員会文書取扱規程（平成20年宜野湾市教育委員会訓令第4号）を廃止したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成29年3月29日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。提案理由でございます。文書管理システム等の導入により、新たに教育長訓令を制定するため、宜野湾市教育委員会文書取扱規程を廃止する必要があるためでございます。提案理由を補足説明申し上げますと、規定の見直しの方法としましては、現例規文書取扱規程であります宜野湾市教育委員会訓令を全部改正する方法と、今回提案しております教育委員会訓令を一旦廃止し、新たに教育長訓令として制定する方法がございます。事務局としましては、本市教育委員会の事務局職員の文書取扱いについての決まりごとであり、また色々と変化する事象に応じて逐次改正をしていく規定でございますので、これまでの教育委員会訓令だと軽微な内容の改正であっても議案として付議することになり事務手続き上、迅速に対応ができない状態があります。そこで行政の手続き上の合理化や、迅速な事務手続きが行えるよう新たな文書取扱規程の制定は教育長訓令として、制定したいという内容の提案が議案第11号の提案趣旨でございます。それでは、9頁をお願い致します。宜野湾市教育委員会文書取扱規程を廃止する訓令 宜野湾市教育委員会文書取扱規程(平成20年宜野湾市教育委員会訓令第4号)は廃止する。附則でございます。この訓令は、平成29年4月1日から施行する。以上が議案第11号の説明でございます。
知念教育長	ご審議の程よろしくお願いいたします。
知念教育長	本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。
知念教育長	質疑は無いようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ありません

<p>一同</p>	<p>か。</p> <p>異議なし</p>
<p>知念教育長</p>	<p>御異議ありませんので、質疑は、これにて終了致します。これより「宜野湾市教育委員会文書取扱規程の廃止について」を採決致します。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。</p>
<p>一同</p>	<p>異議なし</p>
<p>知念教育長</p>	<p>御異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて、「宜野湾市教育委員会文書取扱規程の廃止について」を終了致します。つづきまして、日程 5「議案第 12 号 宜野湾市学校結核対策委員会規則の廃止について」を議題と致します。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。</p>
<p>仲村指導部長</p>	<p>それでは、議案書 10 ページをお開き下さい。併せて議案資料 24 頁もお開き下さい。「議案第 12 号宜野湾市学校結核対策委員会規則の廃止について」、宜野湾市学校結核対策委員会規則（平成 16 年教育委員会規則第 3 号）を廃止したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成 29 年 3 月 29 日提出 宜野湾市教育委員会教育長 知念 春美。提案理由でございますが、宜野湾市附属機関設置条例（に規定する宜野湾市学校結核対策委員会の廃止に伴い、規則を廃止する必要があるためでございます。ここで、宜野湾市附属機関設置条例に規定する宜野湾市学校結核対策委員会が廃止された経緯について、少しご説明申し上げます。</p> <p>議案資料 24 頁一番上に、市教育委員会の附属機関として、宜野湾市結核対策委員会の名称と、事務が示されております。宜野湾市結核対策委員会は、学校保健安全法施行規則及び文部科学省発行の「定期健康診断における結核診断マニュアル」に基づき、児童生徒の結核検診において、精密検査の要否等を検討する専門機関として平成 16 年に設置されております。その後、平成 24 年 4 月学校保健安全法施行規則の一部が改正され、教育委員会に設置された結核対策委員会からの意見を聞かずに、精密検査を行うことができることになりました。これを受けて、平成 24 年 7 月開催の「宜野湾市学校結核対策委員会」へ廃止について諮問を行ったところ、平成 25 年度以降は、廃止してよいとの答申を得ております。しかし、平成 25 年 5 月に那覇市内の小中学校で結核の集団感染があり、学校結核対策委員会の廃止事務手続きをせず、様子を伺っておりましたが、その後、国、県から特に指示もございませんので、廃止についてこの 3 月議会に上程し、昨日可決されております。今後は、各学校の学校医が精密検査の要否について判断を行い、学校結核対策については、文部科学省「学校における結核対策マニュアル」をもとに、保健所等と連携を取りながら対応してまいります。端的に言いますと平成 24 年に施行された「学校保健安全法施行規則」の一部に伴う廃止が</p>

	理由でございます。それでは、議案書 11 ページをお開き下さい。宜野湾市学校結核対策委員会規則を廃止する規則。宜野湾市学校結核対策委員会規則は、廃止する。附則 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。以上ご説明申し上げ、あとはご質問にお答えしたいと思います。ご審議の程 よろしく願います。
知念教育長	本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。諸喜田委員。
諸喜田委員	25 年に那覇で実際に発生したけど、今回これを廃止して、それをカバーする規程というか、システムは何をもって対応するのですか。結核はゼロではないですよ。今現在もまだくすぶっていて、たまに出たりしていますけど、それをカバーするシステムはどういったものですか。
知念教育長	指導部長
仲村指導部長	「学校結核対策マニュアル」というものがあり、文科省から示されていてこれを基にやっていきます。結核発生時に、この対策委員会をやっていると対応が遅くなります。よりスピーディー化を図るため、学校医の判断と、保健所と連携しながら、未然防止、或いは拡大感染を防ぐというのが狙いです。
知念教育長	諸喜田委員。
諸喜田委員	今までは何か起きた場合は、結核委員会を集めて招集し、そこで色々対策委員会をすると時間が掛かっていた。そこで、もうちょっとタイムリーに対応しようということですね。
知念教育長	指導部長
仲村指導部長	その通りでございます。
知念教育長	指導部次長。
桃原指導部次長	平成 15 年までは、全小学校一年生にツベルクリン反応検査をしていました。検査をして陽性になるかならないか、陽性になった場合、もしかしたら結核の関係があるかもしれない、そういった方々の精密検査をする、しないかをツベルクリン反応検査で判断していたのですが、そのツベルクリン反応検査が廃止になり、平成 16 年からは子どもたちの問診と色々な学校検診といったものによって精密検査をやるかやらないかを判断しています。この判断をするときには、対策委員会で結核を専門とする方々の意見を聞いて精密検査をするかしないかを判

	<p>断しなさいということでした。それで平成 16 年に宜野湾市の方もこの委員会を立ち上げたんですけど、5 年間の経過を見ていたら、あえて専門チームである方々の意見でなく、各学校医の先生方の問診の結果と意見をもって、精密検査をする、しないというのを学校医の判断でいいですよと、国の方向が平成 24 年に変わった経緯があります。その後、もし結核が学校で集団感染とかあった場合には、すぐ保健所が中心になって保健所の指示を仰ぎながら、それと先ほど部長がおっしゃったマニュアルに沿って担当もやっていきたいと思いますということで、専門委員会を設置しなくても良くなったということでもあります。</p>
知念教育長	指導部長。
仲村指導部長	<p>今、指導次長からあったんですが結核対策委員会は平成 15 年に設立されました。しかしこの平成 15 年から 21 年間の 6 年間に全国で発見された小中学生の結核患者が 295 人中、接触者健者の健診で 156 人、これ 53% です。それから医療機関の受診 110 人、これ 37%、学校における結核健診での発見は 19 人、6.4% の報告があり、これらのことから文科省は学校における結核感染の防止のためには健康診断の一層の効率化とスピーディー化、これを図るとともに、有病者の早期受診を促すこと及び保健所が実施する接触者健診に協力することが重要であるとの検討結果を得ました。このため学校医の問診結果が最優先され市町村教育委員会に設置される結核対策委員会でもなくとも、学校医が直接精密検査を指示することが十分可能ということから、廃止になっております。</p>
知念教育長	諸喜田委員
諸喜田委員	ツベルクリン検査に代わる検査って何なんですか。
知念教育長	指導部次長。
桃原指導部次長	<p>ツベルクリン反応検査は、結核に対する抗体があるかないかを検査するものです。これまで小学校 1 年生について全員実施と先ほど申しましたが、その前の乳児期に BCG を摂取しています。BCG が予防接種となっています。その後のツベルクリンの検査は、反応があるかないかをみるものだけでありますので、ツベルクリン検査に代わるものはありません。</p>
知念教育長	指導部長。
仲村指導部長	<p>ツベルクリン反応検査は、過剰な精密検査に繋がるということで、マイナス面が目立つ健康診断になっているとの指摘がなされていること。それと二つ目に BCG 再接種の有効性についての証明が不十分であり、期待する効果も限定されていると考えていることが理由です。しかし、ツベルクリン反応検査の否定がされ</p>

	<p>ているわけではなく、廃止されてもいません。結核の疑いのある方や、医療機関等への就職時にツベルクリン反応検査を行っているというわけです。</p>
知念教育長	<p>宮城委員。</p>
宮城委員	<p>これは問診が非常に重要になってくるという、桃原次長からのお話しでしたが、風邪が長引くとか微熱が続いていることを保護者が養護教諭に訴えたりする中での発見に繋がるというわけですね。或いは病院行ったり。</p>
知念教育長	<p>指導部次長。</p>
桃原指導部次長	<p>宮城委員がおっしゃった以外に、海外から帰ってきた、どこの国からこの方が来たのか、そのへんも問診にあって、精密検査へ紹介する参考になっているようです。</p>
知念教育長	<p>宮城委員。</p>
宮城委員	<p>組織の中の5番目に学校長及び養護教諭の代表というのがあるんですが、平成15年だったと思います、私が宜野湾小学校にいる時に充て職で、中部保健所でこの会議に参加したことがあるんですけども、その時はほとんどが現状の報告。今どのような状況であるかとか、今話にもあった海外からやってきたという話もあってその後、ツベルクリン反応検査がなくなったような。つまり、この会そのものが緊急に対応できるような会ではなく、現状把握みたいな会だったということもあってのことかと理解しています。</p>
知念教育長	<p>他にございますでしょうか。諸喜田委員。</p>
諸喜田委員	<p>BCGでほとんどは根絶できるということですか。</p>
知念教育長	<p>桃原次長。</p>
桃原指導部長	<p>BCG接種を受けることにより抗体を作っていますが、やはり予防接種ですから家族に結核の方がいて、その方とずっと長い間いるとか、結核患者がどれくらい結核菌を出しているか、という量でも変わってきます。BCGを打っているから全くかからないというわけではないです。そういったことで結核が過去の病気ではないということです。</p>
知念教育長	<p>他にございますでしょうか。平良委員。</p>
平良委員	<p>今回の廃止のことについて色々情報を頂けたのですが、メディア等でもあるよ</p>

	うに大人でもかかる方は多いとあります。集団感染があったりもしましたので、終わった病気ではなくて学校現場の方でもやっぱり教員の方は勿論知っていらっしゃると思いますが、保護者の方に対しても無くなった病気ではないと、咳が長引いた時には学校の先生なり、保険医なりに相談して欲しいという声掛けがあるとより良いのかなと思いました。
知念教育長	指導部長。
仲村指導部長	結核に対して非常に重要視しており、お知らせ公文等でも、結核に対する意識づけは教職員や保護者にも行っております。
知念教育長	それでは質疑も尽きたようですので質疑を終わりたいと思いますが、御異議ありませんか。
一同	異議なし
知念教育長	御異議ありませんので、質疑は、これにて終了致します。これより「宜野湾市学校結核対策委員会規則の廃止について」を採決致します。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
一同	異議なし
知念教育長	御異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これより「宜野湾市学校結核対策委員会規則の廃止について」を終了致します。休憩します。 再開します。続きまして、日程6「議案第13号 宜野湾市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について」を議題と致します。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。
仲村指導部長	それでは、議案書12頁をお開き下さい。議案第13号宜野湾市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について宜野湾市就学指導委員会規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成29年3月29日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。提案理由でございますが、宜野湾市附属機関設置条例の改正に伴い、規則の名称及び字句の見直しを図るため、規則の一部を改正する必要があるためでございます。宜野湾市附属機関設置条例の改正につきまして、少しご説明申し上げます。 表紙が水色の議案資料29頁をお開き下さい。平成29年2月24日に上程された条例改正でございます。次の頁30頁をお開き下さい。ちょうど、中ごろの上から4つ目の表「宜野湾市就学指導委員会」を「宜野湾市教育支援委員会」に改正し、担当事務を「心身に障がいがあり、特別な支援を要する幼児、児童、生

	<p>徒の教育相談及び支援並びに就学先の判断について調査審議すること」に改めるもので、昨日原案通り可決されております。それを受け、本日規則改正を教育委員会へ上程するものでございます。それでは、宜野湾市就学指導委員会規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。新旧対照表でもって、ご説明いたしますので、黄色表紙の新旧対照表1頁をお開き下さい。左側が現行で、右側が改正後となっております。まず、題名及び第一条の「宜野湾市就学指導委員会」を、「宜野湾市教育支援委員会」と改め、かつこの「以下（指導委員会）」を「以下（委員会）」へ改める、字句の改めでございます。第2条 担当事務について、字句の改めということでございますが、具体的には、「幼児・児童・生徒の就学指導を行うための判定及び教育措置について、次に掲げる事項について調査審議する。」の部分で、「幼児、児童及び生徒の教育相談及び支援並びに就学先について調査審議する。」に改め、第1号「就学指導のための判定」を「就学先の判断に関すること。」とし、第2号から第4号に「に関すること。」を加えております。第3条 組織でございますが、早期からの教育相談、支援や就学先の決定のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、委員の人数を現行の20人以内から、25人以内へと増やしております。第3条第2項第7号でございますが、第2項で「教育委員会が委嘱又は任命する。」とうたっておりますので、第7号の「その他教育委員会が適当と認める者」を、「その他教育長が適当と認める者」と改めております。第8条は、指導部指導課において処理し、第9条委任でございますが、「教育委員会教育長が定める。」を「教育長が定める。」と改めております。以上、主な改正点をご説明申し上げ、後は新旧対照表をご参照ください。それでは、議案書 14 ページをお開き下さい。附則でございますが、この規則は、平成29年4月1日から施行する。としております。</p> <p>以上 ご説明申し上げます、後はご質問にお答えしたいと思います。ご審議の程宜しくお願い致します。</p> <p>知念教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。宮城委員。</p> <p>宮城委員 新旧対照表の2頁です。字句の改めの所、宜野湾市立幼稚園長、小学校長と言うところですが、小学校の長と幼稚園の長は同一人物ですが、あえてここはこのような表現が望ましいのか。宜野湾市立幼稚園長と、もし残すのであれば幼稚園園長という表現がいいのかと、同一ですよ。今のシステムの中では。小学校の長が幼稚園の長なので、ここはどんな表現がいいのかなど。ここを残しておいた方が幼稚園の方も関わりますよと、小学校としても幼稚園の園長としても小学校長としても関わりますよという意味合いを残したのかどうかです。その辺教えて頂ければと。</p> <p>知念教育長 指導部次長。</p> <p>桃原指導部 第3条第2項1号の方です。現行、宜野湾市幼稚園、小学校長、中学校長でし</p>
--	--

次長	たので、幼稚園兼小学校長という表現では少しおかしいと思い、幼稚園長と小学校の校長は兼務でなさっているのですが、幼稚園長、小学校長及び中学校長という並びがいいだろうということで、ここはそのように改正しております。あくまで並びのことですが、今後もし単独幼稚園などになった場合もありますので、幼稚園長として表現しております。
知念教育長	いかがでしょうか。宮城委員。
宮城委員	その様な意味合いを持たせているということで、理解しました。この場合、幼稚園長がいいのか、幼稚園園長がいいのかですね。
知念教育長	平良委員。
平良委員	教えて欲しいんですが、今の幼稚園長の定義と伺いますか、これは幼稚園のトップの方という認識なのですか。それとも子どもたちを普段直接見られている副園長の先生じゃなく、トップの方が望ましいという認識でよろしいでしょうか。
知念教育長	指導部長。
仲村指導部長	その通りでございます、副園長は管理職ではありません。副園長はまた教諭に戻ったりもします。あくまでも学校の管理者ということで校長が幼稚園長になります。
知念教育長	他にございますでしょうか。宮城委員。
宮城委員	同じ2頁の方です。これまで「その他教育委員会が適当と認める者」といういわゆる現行の規則から、「その他教育長が適当と認める者」に変えた理由をですね、教えて頂けたら助かります。
知念教育長	指導部次長。
桃原指導部次長	議案資料の25頁をお開き下さい。先ほど部長の説明でもありました通り、25頁の第3条第2項で指導委員会の委員は次の各号に定める者の内から教育委員会が委嘱又は任命するとあります。それで第7号で、教育長が適当と認める者を教育委員会が委嘱するってかたちがいいと、検討し、今回改めさせてもらっています。
宮城委員	今の説明でよく分かりました。委嘱については、こういう方々が就学指導員のメンバーですよ、ということの検討については、教育委員会でするわけですね。

桃原指導次長	はい、その他の適当と認める者については、教育長が推薦して教育委員会が委嘱又は任命ということです。
宮城委員	委員会で見えなくなると、これは困るなという思いがあって、どういう方がこの就学指導員として挙がってきているのか、教育委員が理解している方と良いのかなと思って質問させて頂きました。よく分かりました。
知念教育長	他にございますか。大城委員。
大城委員	就学指導から教育支援に名前が変わっていますよね。これは時代の流れ、例えば特殊学級が特別支援という流れがありましたよね。そういうもので全国的に就学指導という名称が、このように変わってきていると理解してよろしいでしょうか。
知念教育長	指導部長。
仲村指導部長	就学指導員会という名称は、特別支援学校なのか、特別支援学級なのか、通級、通常学校へ就学させるかを判定する機関であるという従来の業務を行っている と誤解が生じないように、また就学支援以外にも就学後の教育相談や特別支援学校及び幼小中高校、或いは特別支援学級と通常学級の学級間での交流、学習等、多岐に渡って役割を果たしていることを理解させるために教育支援、指導ではなくて支援ですよという意味で教育支援という名称に変更することになっています。
知念教育長	大城委員。
大城委員	議案の13頁ですね、そして資料新旧対照表の1頁と2頁ですね、そして議案資料25頁。第2条の(1)から(5)、これ就学先の判断に関する事、今までのものが就学者の判定から活動という様に少し変わっています。これは了承ですけど、句読点の中で句点「。」が新たに付いていますよね。そして(1)から(4)までは句点がついて、(5)がないですね。次の所の第3条です。(1)については今議論されましたけど、(2)から(5)は新旧対照表にはなにもないです。そこでお聞きしたいのは、この読点ですね、今までないですけど、あえてここだけ付けた意図は何かありますか。
知念教育長	休憩します。 再開します。
仲村指導部長	符号として法制執務上共通理解がありまして、句読点等、丸の使い方については、句点は文章の完結を示すものとして、文章の終わりに付けられる句点の用法として注意すべきは次の通りであると。一つ目は符号で列記した名詞形で終わる

	<p>場合には句点をつけない。ただし、末尾が「時」、「こと」で終わる場合及びすぐ後に文章が続く場合は、句点を付けるということです。こちらでは何々すること。のことで終わっていますので丸が付くと、事項はことではないので丸は付かないということになっています。</p>
大城委員	<p>訓令などのような規則の改正は、条文一つひとつがとっても大事になりますので、本当に大変な仕事だと思います。これは一人の人で注意して見ても、見ているようで見てないんです。ここは稟議制でもって、担当をサポートしてあげる。担当から上司へ回蘭して行って最後は教育長決裁へ持っていく形でやってほしいと思います。大変だと思いますけど、これが指針になります。学校を含めた組織全体を支える役割がありますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。</p>
知念教育長	<p>ご提言ありがとうございます。他にございますか。質疑も尽きたようですので質疑を終わりたいと思いますが、御異議ありませんか。</p>
一同	<p>異議なし</p>
知念教育長	<p>御異議ありませんので、質疑は、これにて終了致します。これより「宜野湾市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について」を採決致します。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。</p>
一同	<p>異議なし</p>
知念教育長	<p>御異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて、「宜野湾市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について」を終了致します。</p> <p>続きまして、日程7「議案第14号 宜野湾市立小学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を議題と致します。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長</p>
仲村指導部長	<p>議案書15頁をお開き下さい。議案第14号 宜野湾市立小学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示について。宜野湾市立小学校給食費補助金交付要綱の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成29年3月29日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念 春美。提案理由でございますが、平成29年4月1日からの学校給食費の改定に伴い、小学校給食費補助金の月額を改めるため、告示の一部を改正する必要があるためでございます。次の16頁をお開き下さい。宜野湾市立小学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示 宜野湾市立小学校給食費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。第3条中「月額1,950円」を「月額2,150円」に改める。附 則 この告示は、平成29年4月1日から施行する。現行の「宜野湾市立小学校給食費補</p>

	<p>助金交付要綱」につきましては、水色表紙「議案資料」28頁をご参照ください。第1条目的、第2条対象者、第3条補助金の額、第4条その他として必要な事項は市長が別に定めるとしており、今回、第3条の補助金の額の改定でございます。</p> <p>以上 ご説明申し上げ、後にご質疑にお答えしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
知念教育長	<p>本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願い致します。</p>
知念教育長	<p>質疑はないようですので質疑を終わりたいと思いますが、御異議はありませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
知念教育長	<p>御異議はありませんので質疑はこれにて終了致します。これより「宜野湾市立小学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」採決いたします。本件は議案の通り承認することに御異議はございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
知念教育長	<p>御異議はありませんので本件は原案の通り承認されました。これにて「宜野湾市立小学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を終了致します。</p>
知念教育長	<p>本日審議致しました議案等の字句の訂正等につきましては、教育長委任としてよろしいですか。</p> <p>以上をもちまして本委員会に付議されました案件の審議は終了しました。</p>